

国民健康保険税の税率改正について

1. 国保制度改革の概要

○平成30年度から、都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。

- ①市町村ごとの納付金を決定
- ②市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ③市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ④市町村が担う事務の標準化、効率化

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

2. 改正の概要（平成30年度国保制度改革に伴う国保税率の条例改正）

【国保税率改正についての今までの経過】

- 平成29年11月28日（県から仮算定結果報告）
↓
○平成30年 1月15日（県から算定結果報告・標準保険料率提示）
↓
○平成30年 1月中旬～下旬（税率検討）
↓
○平成30年 2月14日 国保運営協議会

【今後の予定】

- 平成30年2月 第1回笠間市議会定例会

県の示した標準保険料率(2方式)

医療分(全被保険者)		支援金分(全被保険者)		介護分(40歳以上65歳未満)	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
7.73%	43,934円	2.63%	14,909円	2.14%	15,964円

○県の試算での賦課方式は、2方式(所得割・均等割)で提示

○笠間市の賦課方式は、現在、医療分及び支援金分は3方式。(所得割・均等割・平等割)、介護分は2方式。(所得割・均等割)のため平成30年度以降も同様とする。

○賦課総額に過年度収入が加味されていない為、加味して税率を検討した結果は、以下の改正案とおりである。

現 行

平成29年度までの国保税率(3方式)

医療分(全被保険者)			支援金分(全被保険者)			介護分(40歳以上65歳未満)	
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割
7.70%	24,800円	24,000円	2.55%	7,700円	6,600円	2.20%	12,000円



改正案

平成30年度からの国保税率(3方式)

医療分(全被保険者)			支援金分(全被保険者)			介護分(40歳以上65歳未満)	
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割
7.50%	23,400円	22,800円	2.60%	8,200円	7,100円	2.30%	13,000円

比 較

医療分(全被保険者)			支援金分(全被保険者)			介護分(40歳以上65歳未満)	
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割
△0.2%	△1,400円	△1,200円	0.05%	500円	500円	0.10%	1,000円

世帯ケース別試算

①40歳代夫婦、子ども2人の4人世帯

所得 (収入)	現行	改正案	比較
0万円 (65万円以下) 7割軽減	55,300	54,600	△ 700
50万円 (115万円) 5割軽減	113,400	112,200	△ 1,200
100万円 (166.7万円) 5割軽減	175,700	174,200	△ 1,500
150万円 (240万円) 2割軽減	293,300	290,900	△ 2,400
200万円 (311.5万円) 2割軽減	355,500	352,900	△ 2,600
250万円 (380万円)	454,700	451,300	△ 3,400

②40歳代夫婦2人世帯

所得 (収入)	現行	改正案	比較
0万円 (65万円以下) 7割軽減	35,800	35,700	△ 100
50万円 (115万円) 5割軽減	80,900	80,600	△ 300
100万円 (166.7万円) 2割軽減	179,000	178,300	△ 700
150万円 (240万円)	265,200	264,100	△ 1,100
200万円 (311.5万円)	327,500	326,100	△ 1,400
250万円 (380万円)	389,700	388,100	△ 1,600

③40歳代単身世帯

所得 (収入)	現行	改正案	比較
0万円 (65万円以下) 7割軽減	22,500	22,300	△ 200
50万円 (115万円) 5割軽減	58,700	58,300	△ 400
100万円 (166.7万円)	158,500	157,500	△ 1,000
150万円 (240万円)	220,700	219,500	△ 1,200
200万円 (311.5万円)	283,000	281,500	△ 1,500
250万円 (380万円)	345,200	343,500	△ 1,700

④65歳以上夫婦2人世帯

所得 (収入)	現行	改正案	比較
0万円 (年金120万円以下) 7割軽減	28,600	27,900	△ 700
50万円 (年金170万円) 5割軽減	65,200	63,700	△ 1,500
100万円 (年金220万円) 2割軽減	145,100	142,100	△ 3,000
150万円 (年金270万円)	215,500	211,200	△ 4,300
200万円 (年金320万円)	266,700	261,700	△ 5,000